

「バリアフリー新法」に係る確認事項（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令）

根拠法令等	確 認 事 項
(1) 車椅子使用者用駐車施設 (省令第2条)	☐ 車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（車椅子使用者用駐車施設）を、以下に定める数以上設ける（専ら道路交通法第3条に規定する普通自動車以外の自動車の駐車のための駐車場を除く。）。 ・ 駐車施設の数が200以下の場合、駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（小数点以下切り上げ） ・ 駐車施設の数が200を超える場合、駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（小数点以下切り上げ）に2を加えた数 ☐ 車椅子使用者用駐車施設の幅は350cmとする。 ☐ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をする。 ☐ 車椅子使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける。
(2) 移動等円滑化経路 (省令第3条)	☐ 車椅子使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（移動等円滑化経路）にする。 ☐ 移動等円滑化経路上に段を設けない（傾斜路を併設する場合を除く。）。 ☐ 移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm以上とする。 ☐ 移動等円滑化経路を構成する通路の幅は、120cm以上とする。 ☐ 移動等円滑化経路を構成する通路には、50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。 ☐ 移動等円滑化経路を構成する傾斜路の幅は、段に代わるものは120cm以上、段に併設するものは90cm以上とする。 ☐ 移動等円滑化経路を構成する傾斜路の勾配は、12分の1以下とする。（高さが16cm以下の場合は8分の1以下とする。） ☐ 移動等円滑化経路を構成する傾斜路で高さが75cmを超える場合（勾配が20分の1を超える場合に限る。）は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。 ☐ 移動等円滑化経路を構成する傾斜路の勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。

根拠法令等	確 認 事 項
(3) 特殊の装置 (省令第4条)	☐ 国土交通大臣が施行令第7条から第14条までの規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める特殊の装置を設置する。 ※特殊の装置を設置する場合は、国土交通大臣の認定が必要。